

## 第11回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年2月6日(木)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 16名
  - 1番 小倉哲也
  - 2番 山寄和雄
  - 3番 栗原寛光
  - 4番 陸野光男
  - 5番 小泉勝彦
  - 6番 石川和利
  - 7番 石渡正明
  - 8番 関巖
  - 9番 渡邊美代子
  - 10番 田中幸一
  - 11番 切替一弥
  - 12番 渡辺義一
  - 13番 注連野千佳代
  - 14番 時田善夫
  - 15番 中山明
  - 16番 森田菊雄
- 5 欠席委員 なし
- 6 農林振興課職員 1名  
綿貫主事
- 7 出席事務局職員 4名  
伊藤事務局長 齊藤主幹 山田主査 高品主査

◎開 会

令和2年2月6日午後2時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、お疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。横浜に接岸した客船から、大量の新型コロナウイルスの肺炎患者が出たそうで、千葉でも出ているみたいなのですけれども、飛び火しないことを望んでいるところでございます。

本日は案件多数ございますので、皆様ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○事務局長（伊藤恵一君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事につきましては、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより第11回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中16名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

9番、渡邊美代子委員、10番、田中幸一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。それでは、議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、令和2年1月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、相続により農地を取得いたしましたが、遠方に住んでいることから管理ができないため、譲受人に売却したいとのことです。

譲受人は、自作地に近く耕作上便利なため購入したいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真をごらんください。場所は、大鳥居字宮ノ下です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、譲受人に貸付地がありますが、この地区では農地の効率的な利用のため、農地中間管理事業を利用して担い手間の貸借を行っているものであり、効率利用に当たります。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業の常時従事日数につきましては、世帯で290日を従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積は287アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。2月1日午後1時に、譲受人立会いのもと現地確認を行いました。現地は田んぼとしてきれいに耕作されており、問題はございません。農機具や耕作面積、世帯員及び農業従事日数等は、事務局が言われたとおりです。譲受人は、従前よりこの水田を耕作しておりますので、農地の取得に支障はないと思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号、整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、令和元年1月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡し人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に住んでいることから管理できないため、譲受人に売却したいとのことです。

譲受人は、自作地に近く、耕作上便利のため購入したいとのことです。

総会資料4ページの位置図及び5ページの現地写真をごらんください。場所は、大鳥居字宮ノ下です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料の6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、こちらは譲受人に貸付地がありますが、この地区では農地の効率的な利用のため、中間管理事業を利用して担い手間で貸借を行っているものであり、効率利用に当たるものと考えます。

農機具などについては、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で700日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が62アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。2月1日午後1時に、譲受人立会いのもと現地確認を行いました。先ほどの議案と同じ時間なのですけれども、この圃場自体が、先ほどの案件の東側に位置しております。譲渡し人も先ほどの譲渡し人と同じ方であります。一緒に見えられたので一緒に立ち会いのもと現地確認を行いました。現地は田んぼで耕作されており、特に問題はありません。農機具や耕作面積、世帯員及び農業従事日数等は、事務局が言われたとおりです。特に、農地の取得には、支障ないと思われれます。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、これ同一譲渡し人で、それぞれ譲受人が耕作をしていた場所ですか、今まで。

○11番（切替一弥君） そうです。

○1番（小倉哲也君） そうですか。ちょうど隣り合わせの農地ですよ。

○11番（切替一弥君） 間に水路が入ってますが、進入路が違います。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 議案第1号、整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、令和2年1月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡し人は、相続により取得したが、高齢で遠方に住んでいることから管理できないため、譲受人に贈与したいとのことです。

譲受人は、自作地に隣接しており、以前からこの農地を耕作しているため取得したいとのことです。

総会資料7ページの位置図及び8ページの現地写真をごらんください。場所は、三ツ作字筆立です。

現地を確認したところ、現地は畑として利用されておりました。

総会資料の9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、農用車を所有しています。田を所有していますが、機械が必

要な作業については、近所の農家に作業委託をしてお願いするとのことでした。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が143アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。この件は、2月1日朝8時に現地に行きまして、これはおいっことお婆さんの関係になる。お婆さんがお嫁さんに行くときに、土地をもらってお嫁さんに行ったということで、ずっと持っていたのですけれども、おいっことがずっと、嫁に行ったときからずっと耕作しているということで、お婆さんが高齢のために何もやれないから、また戻すということで、そういうふうになりましたので、おいっこのほうが今まで耕作していたから譲り受けましょうということになったので、現地を見て、話を聞いて別に問題ないということで、皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号、整理番号4についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、令和2年1月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡し人は、相続により農地を取得したが、高齢であることから管理できないため、譲受人に売却したいとのことです。

譲受人は、以前からこの農地を耕作しているため購入したいとのことです。

総会資料10ページの位置図及び11ページの現地写真をごらんください。場所は、下新田字宮ノ越です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料の13ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地が2筆あるとのことです。農地の水はけが悪く畑作が困難な農地であることから、効率利用要件に該当すると考えます。

農機具などについては、トラクター、耕運機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,250日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が107アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。この案件は、1月31日午後4時ごろ、私と渡辺委員の2名で〇〇さんと一緒に現地確認をいたしまして、今までずっとキャベツとか野菜をつくっていて、譲渡しのほうが高齢のため、もう維持できないから買って欲しくないかという話で、では購入するというところで、きれいになっていたので購入するというので、2人で渡辺さんと見て、これは別に問題ないということで皆様のご審議をお願いしたいと思います。

渡辺さんのほうから何かありましたら一言。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、渡辺義一委員。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。先日、譲受人の〇〇さんとお話したのですがけれども、本人は専業農家でありますので、問題はないと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。  
議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。  
よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。  
次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。  
山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号、整理番号5についてご説明いたします。  
議案の2ページをごらんください。本件は、令和2年1月21日付で申請書の提出がありました。  
申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。  
譲渡し人は、相続により農地を取得したが、高齢であることから管理できないため、譲受人に売却  
したいとのことです。

譲受人は、以前からこの農地を耕作しているため購入したいとのことです。

総会資料10ページの位置図及び12ページの現地写真をごらんください。場所は、下新田字白籬です。  
現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料の13ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。  
農地法第3条の許可基準についてですが、議案第1号の4と同一世帯のため省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の  
報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。この案件は、先ほどの案件の兄弟で畑をやっているそうです。  
私はよく知らないのですけれども、渡辺さんの地元なので、渡辺さんはよく知っているという話をし  
ていましたので、これも今までずっと耕作していて、高齢のためにできないから譲りたいという話に



なりましたので、渡辺さんと1月31日の4時頃、現地確認いたしまして、〇〇さんも来てくれまして話をして別に問題ないということで、皆さんの審議をお願いしたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告求めます。

12番、渡辺義一委員。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。先ほどちょっと私、間違えまして、4の1番のほうは妹さんがいまして、今回の件はお兄さんのほうで、このお兄さんが専業農家をしております。作っているのは、両方ともお兄さんがつくっているわけです、ふだんは。ということで、農地としては問題なく継続されていくと思います。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号、整理番号6についてご説明いたします。

議案書3ページをお開きください。本件は、令和2年1月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、法人による新規就農に伴い、農地の使用貸借権の設定をしようとする案件です。

貸借期間は5年です。

譲渡し人は、新規就農に協力し、法人に農地を貸し付けしたいとのことです。

譲受人は、個人で営農していましたが、法人として新規就農するに当たり、農地を借り受けたいとのことです。

総会資料14ページの位置図及び15ページから16ページの現地写真をごらんください。場所は、神納字桶下、卒土田及び字宮ノ本です。現地を確認したところ、現地は田畑であり耕作されていました。

譲受人の法人は、代表者が農業経営のために設立した法人であり、今まで代表者が個人で耕作していた農地を今後は法人に貸し付けして営農していくとのことです。営農計画としては、水田で主食用米、WCS、輸出用米を生産する予定となっています。

総会資料17ページから26ページに農業経営実施計画書を添付しております。農業経営実施計画につきましては、君津農業事務所改良普及課にて指導を受けて作成されているとのことです。

本件は、法人による新規就農であることから、運営委員会案件となっており、運営委員会においては、就農意欲、営農能力、収支計画などについて審査いただいております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農であるため、今の時点では経営地はありません。

農機具などについては、新規就農であるため、現時点で所有している機械はありませんが、法人の代表者が個人として使用しているトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機などの農機具を法人に貸し出しすることで確保します。

農作業常時従事日数につきましては、法人の構成員で306日従事する計画となっており、基準の150日以上従事するため要件を満たしております。また、パートの雇用を予定しています。

下限耕作面積要件につきましては、使用貸借権設定の許可が得られると67アールとなり、50アール要件を満たします。

また、現在、代表者が耕作している農地について、法人の貸借権を設定していく予定とのことです。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告させていただきます。

議案第1号の整理番号6につきましては、法人による新規就農に伴い、農地の使用貸借権の設定をしようとする案件です。この案件は、1月30日に運営委員会を開催し、現地調査及び申請人の就農意欲、営農能力、収支計画等の確認と審査を行いました。現地調査については、1月30日の2時40分頃に運営委員及び担当地区委員、事務局において、譲受人の立会いのもと、申請地である農地を確認いたしました。現地は、法人の代表者が耕作していた農地であり、現在も耕作されています。

現地の質疑内容ですが、代表者は現在認定農業者であるが、法人化の理由は何かとの質問には、法人化により政策金融公庫からの融資を受け、ライスセンターを整備したいということでございました。

その後、午後4時から市役所2階会議室において運営委員会を開き、営農意欲、営農能力、収支計画等に留意し、審査を行いました。運営委員会には、事務局から申請内容の説明を受け、譲受人から新規就農するための事業計画等を伺い、委員からの質疑を行いました。

委員からの主な質問でございますが、まず規模が大きいが従業員はいるかとの質問については、今現在のところ常時雇用は考えておらず、農繁期には知り合いの担い手農家とお互いに協力して作業を行うとの回答でした。

また、輸出用米の出荷先について質問がありましたが、玄米の状態横浜の輸出業者に出荷し、輸出業者のシンガポールにある現地法人に輸出するとの回答がありました。

ほかにも計画では5年後に経営面積を30ヘクタール以上目指しているが、長期的にはそれ以上規模を拡大するかという質問に対しては、10年後には経営面積を60ヘクタールから70ヘクタールを考えているとの回答がございました。

委員からは、申請のあった地区では、高齢化や後継者不足の増えている状況であり、後継者の立場にある人が法人を立ち上げて耕作していくようになれば理想的ではないかと、法人の代表者は神納でも一番規模が大きい農業者であり、このように規模を拡大することで耕作放棄地の解消につながるのはいいことだと、などの意見がたくさんございました。

運営委員会による採決の結果でございますが、新規就農の目標や就農意欲が確認できたことから、議案第1号の整理番号6につきましては、運営委員全員一致にて許可すべきものと決定いたしました。

私からの報告は以上になります。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、同じく市内在住の個人から農地1筆を使用貸借し、専用住宅建築に係る進入路用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年1月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料27ページ及び28ページ的位置図をごらんください。申請地は、市民会館の南西側約600メートル、袖ヶ浦インターチェンジの北西側約1キロに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから第1種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については、転用許可の例外として規定されている隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、事業目的達成のために農地転用が必要と認められ、かつ開発面積に占める第1種農地の割合が3分の1以内である場合に該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

土地利用については、総会資料29ページのとおりであり、農地部分は専用住宅の建築に係る進入路として利用し、埋立て等はいりません。また、登記地目が宅地になっている非農地の土地に木造2階建て専用住宅を建てる計画となっております。

排水関係については、進入路部分は雨水のみで自然浸透する計画となっております。住宅部分は、汚水、雑排水を浄化槽設置後、蒸発散装置により宅内処理する計画となっております。

所要資金については、進入路部分には費用はかかりませんが、住宅部分は金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料31ページから32ページに平面図を、33ページに建物の立面図を載せています。また、34ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番の関です。1月29日の午後1時半に、小泉委員とともに現地を確認しました。説明は、行政書士の〇〇〇〇さんが来られて説明を受けました。譲渡し人の〇〇〇〇さんと譲受人は親子関係で、資料の28ページの地図の申請地の下に建物があるのが、この〇〇〇〇さん親夫婦の建物があって、その隣に介護のため息子さん夫婦が建物を建てたい。については、その進入路として、絵が黒く塗ってありますけれども、この前後の点線がもう全て現在道路となっております。ですから、

地目は畑になっていますけれども、現況は道路として使っていて、それを正式に利用権を設定して道路として使いたい、そういう申請でございまして、特に農地転用に問題はないというふうに判断をいたしました。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明をさせていただきますが、特に補足することはございません。関委員の言われたとおりでございます。よろしく審議のほど、お願ひいたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者から農地1筆を買い取り資材置場に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年1月20日に申請書の提出がなされております。

議案資料の35ページ的位置図をごらんください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの南東側約2.1キロ、幽谷分校の北西側約1キロに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料36ページのとおりであり、全面に碎石を敷き車両を搬入し、工事車両重機と敷き鉄板を置いておく計画となっております。

排水関係については、雨水は自然浸透させ、汚水、雑排水はないとのこととす。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料37ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。本案件は、1月30日午前9時に時田委員と現地調査に伺いました。当日は、〇〇〇〇の担当者と3人で現地の畑を見させていただきました。現地は一応耕うんはされてありました。あと、草刈り等がやってある状態でした。この〇〇〇〇さんが近くに大々的な太陽光発電を計画しております、その重機を置くための資材置場にしたいという考えで売買を行ったと聞いております。また、所有者でありました〇〇〇さんですが、前年にお父さんが亡くなりまして、川原井に住んでいたのですが、川原井には現在なくて農業をやっていない状態ですので、妹さんと母親の2人暮らしになっていると思います。それで、もう現在会社に勤め、そういう状態ですので農業をできないということですので、この〇〇〇さんにお話を持っていったと聞いています。格段問題はないと思いましたので、皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した14番、時田善夫委員から補足説明があればお願いいたします。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。ただいま山寄委員のおっしゃったとおりで、補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺ですけれども、これは資材置場ということなのですからけれども、一時転用ではなくて転用ということなののでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今回は一時転用ではなくて恒久転用ということで、ずっとこの場所を資材置場として使い続けるということです。第2種農地にもなりますので、それについては問題ありません。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○12番（渡辺義一君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑あれば、お受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が、市内在住の個人から農地1筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年1月17日に申請書の提出がなされております。

総会資料38ページから39ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校の南西側約600メートル、平川中学校の北東側約1.2キロに位置し、住宅の用に供する施設等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されます。

次に、総会資料40ページをごらんください。土地利用については、整地のみで埋立て等はいりません。太陽光パネルは324枚を設置する計画となっております。

排水関連については、雨水のみで自然浸透させる計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料41ページに現地の写真を添付しております。

なお、事業用太陽光発電設備の設置に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議が、市の環境管理課において行われており、既に事前協議が終了した旨を令和元年12月18日付の事前協議終了通知書にて確認しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。これは1月30日午前11時から、譲受人の〇〇〇さんの代理の行政書士の方と施工業者の〇〇〇〇〇〇さん、それから陸野委員と私の4人で現地を確認いたしました。以前は水田だったそうですけれども、30年ぐらい前からもう耕作放棄地で農地には不可能なような状態でした。そういうふうに判断いたしました。皆さんのご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した4番、陸野光男委員から補足説明があればお願いします。

○4番（陸野光男君） 4番、陸野です。補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、ここは耕作放棄地ということですが、客土するのですか。

○14番（時田善夫君） これは現在のまま埋立てもしないで、施設を作るそうです。それで、荒れているから下に黒い、草が出ないような丈夫なシートを敷いてやるそうです。

○1番（小倉哲也君） わかりました。

○議長（小泉勝彦君） 討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4ないし議案第2号の5については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号4及び5についてご説明いたします。

議案の4ページから5ページをごらんください。本件は、市内で土木事業を営む法人が、市内在住



の個人から農地2筆を賃貸借権設定し、埋立て事業に必要な進入路用地として農地転用許可後3年間、一時転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年1月21日に申請書の提出がなされております。

なお、埋立て事業全体の計画面積は、山林等の農地以外を含めると4万8,874.55平方メートルになります。

総会資料42ページ及び43ページの位置図をごらんください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの北西側約900メートル、槇の実特別支援学校の北東側約1.5キロに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

また、埋立て事業の土砂は、東京都港区虎ノ門・麻布台地区の再開発工事などから発生する建設発生土を使用する予定とのことです。

一時転用後、農地への復元としましては、畑として復元し大根を作付する計画となっております。

土地利用については、総会資料44ページから45ページのとおりであり、進入路は畑への土砂流出及び搬入車両の重量による路面の崩壊、陥没を防止するため、厚さ2センチの鉄板を設置し、農地と同じ高さまで下げ、路面と均一にして使用する計画となっております。

排水関係は、雨水のみで自然浸透させる計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

また、法令関係については、土砂等の埋立てを伴う特定事業、林地開発の許可申請、道路や水路の法定外公共物工事施行承認申請、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出が該当し、いずれも事前協議が整い、申請書及び届出書の提出がなされております。

総会資料47ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告していただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告します。

議案第2号の整理番号4及び5については、土木事業を営む法人が埋立て事業に伴う進入路用地に転用したいとするものでございます。

1月30日に運営委員会を開催し、地区担当農業委員も参加の上、現地調査及び関係者から状況確認をするとともに審査を行いました。その経過と結果についてご報告したいと思います。

現地確認は、申請者及び工事設計者、土地所有者に出席いただきまして、1月30日の2時10分頃から実施いたしました。現地では申請農地の確認をするとともに、関係者から事業説明をしていただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、進入路とはどのようなものかとの質問があり、建設発生土搬入車両を運行させる道で、幅7メートルの進入路をつくるとの説明を受けました。また、現在大根が作付されているのですが、事業を行うに問題はないかとの質問があり、農地転用後はまず調整池を作り、それから土の搬入をするということで、その間に大根の収穫は終わってから計画するという説明を受けました。

次に、審査会は、申請者及び工事設計者、土地所有者に出席していただき、午後3時30分から市役所の2階会議室において行いました。事務局から議案説明を受けた後、申請人及び代理人から事業説明を受け、委員からの質問があり、申請人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告したいと思います。

主な質疑は、進入路は鉄板を敷くが、排水路を設けるのかという質問がありましたが、排水路は設けず勾配をつけて谷津の山のほうにため池に流れるように施工するとの説明がございました。

委員からは、埋立て事業をすることによって川に土砂が流出するなどの被害を受けた場合は、復旧してもらいたいとの意見がございました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、排水先の川への影響がないよう注意しながら工事を行うよう依頼した上で、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上、ご報告申し上げます。皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4ないし議案第2号の5について、賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4ないし議案第2号の5については許可相当と決定いたします。

まだまだ案件がありますので、ここの時間で10分間ほど休憩をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

休 憩

再 開

○議長（小泉勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の6ページをごらんください。本件は、当初市外の法人が市内在住の所有者から農地1筆を買い取り、資材置場及び車両置場を転用目的として、平成30年9月5日の農業委員会総会を経て、平成30年9月26日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件でございますが、転用目的を寄宿舍とした土地利用計画の変更承認申請になります。なお、本案件については、令和2年1月21日に計画変更承認申請書の提出がなされております。

総会資料48ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦駅の北側400メートル、奈良輪小学校からは西側約700メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。計画変更の内容といたしましては、総会資料50ページが変更前の計画図であり、総会資料51ページが変更後の計画図となっております。当初の計画は、土砂は搬入せず、事業地内を砕石等で舗装工事を行い、単管パイプや足場板などの資材を置くものでしたが、会社で従業員のためにアパートなどを借りて経営する方法が困難になったことから、寄宿舍を建てて住まいを確保する計画へ変更したいとするものです。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに東側に位置する道路側溝へ放流する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料56ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

1月29日13時40分頃、譲受人の〇〇〇さんと代理人の〇〇〇さん、それと関委員と私、終了間際になって〇〇〇〇〇〇の方がいらっしゃいまして、現地の調査をいたしました。現場はもう既に鉄板で囲いをされておって、車両置場、資材置場とはなっていないのですけれども、もう既にそれに近い形になっておりました。譲受人の代理人の〇〇〇さんによりますと、何せアパートを借りるには大

変であって、外国人の実習生とかも多数雇い入れたそうなので、自分のところで寄宿舎を建てたいという計画に変更したいということでございました。特段問題はないものと思われまますので、皆様方の審議をよろしくお願いを申し上げます。

次に、本案件は複数委員案件となりますが、調査に同行した8番、関巖委員から補足説明があればお願いいたします。

○8番（関 巖君） 8番、関です。ただいまの小泉委員のとおりで特段問題ないと思います。以上です。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。  
説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論をお受けいたします。  
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。  
議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。  
よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2ないし議案第3号の27について議題といたしますが、委員にかかわる案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

3番、栗原寛光委員。

〔3番 栗原寛光委員退席〕

○議長（小泉勝彦君） 議案第3号の2ないし議案第3号の27については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。  
高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号の整理番号2ないし27について、ご説明いたします。

議案の6ページから17ページをごらんください。今回26件の申請があります。本件は、市外の法人が市内外の所有者から3年間、一時転用として申請地を借り受け、農地52筆、4万8,892平方メートル

ルを含む合計13万9,717平方メートルを土砂等の埋立てを行い農地造成しようとするもので、当初、平成28年9月16日の農業委員会総会を経て、平成28年12月28日付で農地法第5条の転用許可を得た案件でございますが、工事期間を令和2年12月27日まで延長する変更承認申請になります。なお、本件については、令和元年12月26日に計画変更承認申請書の提出がなされております。

農地法関係事務処理要領によると、農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は3週間となっておりますが、転用目的が当初計画と変わらないこと、変更内容が期間の延長のみであることから、事務処理期間を超えることについては君津農業事務所から了承を得ております。

総会資料57ページの位置図をごらんください。申請地は、館山自動車道姉崎袖ヶ浦インターから西側へ約2.5キロ、椎の森工業団地向かい側に位置しており、周辺を山林に囲まれた谷津にあり、公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。この案件の転用目的は、当初の農地造成計画から変更ありません。工事期間の延長理由については、総会資料59ページに理由書を添付しております。昨年の夏頃に農地造成に使用する建設発生土の搬入量が減少し、栗の苗木を植栽する作業が工事期間内に終了しなくなってしまったためとのことです。

なお、所要資金については、当初計画から変更ありません。

総会資料61ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたが、本案件につきましては運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。それでは、運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第3号の整理番号2から27については、土木事業を営む法人が土砂等の埋立てを行い、農地造成する工事期間を令和2年12月27日まで延長したいとするものでございます。

1月30日に運営委員会を開催し、地区担当農業委員も参加の上、現地調査及び関係者から状況確認をするとともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告したいと思います。

現地確認は、申請者の代理人及び工事設計者に出席していただき、1月30日午後1時35分頃から実施いたしました。現地では申請農地の確認をするとともに、関係者から事業説明をしていただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、現場の盛土について質問があり、搬入された土の山であり、この土をならすところである。山林には木を植林し、農地には栗を植える計画となっているとの説明を受けました。

また、イノシシ対策について質問があり、申請地をフェンスで囲むなどの対策は考えていないが、植える作物などの対策を検討するとの説明を受けました。

次に、審査会は、申請者の代理人及び工事設計者に出席していただきまして、1月30日の午後3時

頃から市役所2階会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、申請人及び代理人から事業説明を受け、委員からも質問がありました。申請人及び代理人から説明をしていただきましたので、その主な内容についてご報告したいと思います。

主な質疑は、去年の9月、10月、11月頃のあの台風の大雨が降った場合に排水は大丈夫かなどの質問がございました。林地開発の申請で基準を満たした排水計画を立てており、計算上は問題ないとの説明がございました。

そのほかには申請人に対して、農地造成後にイノシシが農地を荒らすようであれば対策を考えてもらいたいとの意見を付されました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。皆様のご審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関です。これは残土埋立てということですがけれども、数年前ここを許可するに当たって、その場所のすぐ下に浜宿団地がありまして、そこでかなりの反対意見があった場所です、ここは。住民の心配が非常に大きかった。やはり盛土の崩壊とか大水が出るのではないかという心配したのです。それと、残土に悪い物が入らないかというような、そういう心配たくさんあって、私もちょっとそのとき現地を見たりしているのですけれども、先ほど中山運営委員長の話ですと、流れたとき、それは全く大丈夫だったということによろしいのでしょうか。

○運営委員会委員長（中山 明君） 去年の台風のときの、大雨の台風のときも別に土砂は流れていない、問題ないということ。

○8番（関 巖君） 水も大丈夫。

○運営委員会委員長（中山 明君） はい。

○8番（関 巖君） 2つ目ですがけれども、これ盛土した後、最終的にまた農地として、畑でしょうけれども、栗の植栽ということで、この会社は別の場所でやはり同じようなことやって、栗を植栽するというので完了検査を受けようとしたら、栗がまばらにしか植えてなくて、これでは本当の農地にはならないというので、完了検査はそのとき取れなかったのではなかったか、私の記憶ですと、ということであるので、今回これ終わってからの完了検査というのは、いつを予定して、その完了検査は誰がどういう立場でやるのかということを質問したい。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。完了検査のことについては、一応この事業が終わったら林地開発が一番大きな検査になりますので、県の中部林業事務所のほうが完了検査を行います。そのときに、山林のところについては、植林や農地の部分については栗の木が植林されているかの検査を

行います。そのときに今おっしゃったようにまばらな植林等があれば、完了とはみなされずに指導が入るものと考えられます。

○8番(関 巖君) 山林は中部林業でわかるのですけれども、農地としての植栽等の完了検査はやっぱり中部林業ですか。

○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。農地の部分については、市のほうに、農業委員会のほうに完了報告の報告書が上がってきます。そうしましたら、その月の運営委員会の際に、大きな案件がありますので完了の確認をします。そのときにまた栗の苗木のところが何か問題があれば指導を行って、問題がなければ皆さんのご意見を聞いて完了とみなすという、そういうふうになります。

○8番(関 巖君) 延長が今年いっぱいということで、来年早々あたりにその完了、予定ですと完了検査、運営委員の皆さんで見ていただく、そういうことでよろしいですか。

○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。そのとおりです。

○運営委員会委員長(中山 明君) 15番、中山ですが、この前、現地確認したときに、事業主のほうから土はもう運ばないと。今ちょっと高くなっているんで、それを平らにして、それから2カ月か3カ月ぐらいで栗の木とか植えるようなことを言っていました。それで、先ほども言ったのですけれども、委員さんのほうからイノシシ対策なんかどうするのですかという話が出て、それをまた市役所のほうと検討しますということで、そういう回答がございました。

○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

○8番(関 巖君) はい。

○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2ないし議案第3号の27について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の2ないし議案第3号の27については許可と決定いたします。

〔3番 栗原寛光委員着席〕

◎議案第4号 令和元年度第10次農用地利用集積計画書(案)の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和元年度第10次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号 令和元年度第10次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

この令和元年度第10次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の8ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が4件で、通常の利用権設定が3件、農地中間管理事業による利用権設定が1件となっております。

利用権設定を受ける方の面積は、合計で168.67アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、計画書（案）の1ページから7ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、計画書（案）の11ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、合計面積は46.21アールとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、計画書（案）の9ページから10ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。



◎議案第5号 令和元年度第4次農用地利用配分計画（案）について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 令和元年度第4次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第5号については、農地中間管理事業による農用地利用配分でありますので、担当課であります農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、綿貫君。

○農林振興課主事（綿貫彩香君） それでは、議案第5号 令和元年度第4次農用地利用配分計画（案）についてご説明申し上げます。

本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものです。今回は個別案件の配分計画案が1件となっております。

まず、2ページをごらんください。農地の借受者は市内の個人です。借り受ける農地は、蔵波地先1筆となっております。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画書（案）5ページ、整理番号2-1-4に記載している農地を、千葉県園芸協会から借受者である市内の個人に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、配分計画（案）の3ページ、4ページのとおりとなっております。5ページは、借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の18ページをごらんください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年12月1日から12月31日までで4件でございます。

続きまして、協議報告第2号について報告いたします。

19ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年12月1日から12月31日までで1件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上でございます。

#### ◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局等から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

#### ◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第11回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時33分 閉会